

DNA鑑定申請書

番号※					
申請者	フリガナ			戦没者との続柄	性別
	氏名				
	住所	(〒 -) (電話 - -)			
遺骨受領予定者	フリガナ			戦没者との続柄	性別
	氏名				
	住所	(〒 -) (電話 - -)			
戦没者	フリガナ			性別	生年月日 (死亡時 歳)
	氏名				
	除籍時の本籍				
	死亡場所				

・遺骨受領予定者が申請者と同一人の場合は、遺骨受領予定者の欄に「同上」と記入して下さい。

・裏面の「記入上の注意」をよくお読みの上、検体提供者を記入して下さい（続柄番号は、別添の親族関係図をご参照下さい）。

検体提供者1	フリガナ			戦没者との続柄	続柄番号	性別
	氏名					
	住所	(〒 -) (電話 - -)				

検体提供者2	フリガナ			戦没者との続柄	続柄番号	性別
	氏名					
	住所	(〒 -) (電話 - -)				

私は、戦没者遺骨の返還を目的としてDNA鑑定の実施を申請します。

令和 年 月 日

(申請者署名)

厚生労働省社会・援護局事業課戦没者遺骨鑑定推進室長 殿

(DNA鑑定申請書の裏面)

(記入上の注意)

- 1 必要事項を楷書で記入してください。(※印欄は当方で使用しますので、記入しないでください。)
- 2 「申請者」の欄は、申請する戦没者の配偶者、子、父母、孫、兄弟姉妹又は甥、姪等が記入してください。
ご遺族が複数おられる場合、遺族間の総意をできるだけとりまとめ、代表者が申請書を提出してください。
- 3 「遺骨受領予定者」の欄は、DNA鑑定の結果、ご遺骨の身元が確認された際、受領を予定されている方を記入して下さい。
- 4 「戦没者」の欄のうち、氏名以外についてご不明な部分がある場合は、お分かりになる範囲で記入してください。
- 5 「検体提供者」の欄も申請者が記入してください。

**検体提供者については、より正確な鑑定を行うため、別添1又は2の親族関係図を参照のうえ、戦没者と血縁関係が近い方を2名記入してください。
戦没者の子及び続柄に●・○印のある方がより有効です。**

(参考：戦没者が男性で子が検体を提供できない場合)

【例1】検体提供者が続柄5の甥の場合

- ・ 遺伝の特徴から、○印のY染色体は遺伝していますが、●印のミトコンドリアDNAは遺伝していません。
このような場合、●印の続柄7の甥、続柄8の姪などのご親族から検体を提供していただくと、より鑑定の精度があがります。

【例2】検体提供者が続柄7の甥、続柄8の姪の場合

- ・ 遺伝の特徴から、●印のミトコンドリアDNAは遺伝していますが、○印のY染色体は遺伝していません。
このような場合、○印の続柄5の甥、続柄9の孫などのご親族から検体を提供していただくと、より鑑定の精度があがります。

なお、他に検体提供者となる方がいないような場合は、1名でも構いません。

また、続柄に●印、○印がない番号10～12の孫のみ及び6姪のみの場合、複数の検体を提供いただいても鑑定が不能場合がありますので御了知願います。

★ご不明な点は、厚生労働省社会・援護局事業課 戦没者遺骨鑑定推進室
(電話03-5253-1111 内線3506)
にあらかじめ御相談ください。

- 6 申請者、遺骨受領予定者、検体提供者は同じ方で差し支えありません。
ただし、申請者と異なる方が検体提供者や遺骨受領予定者になる場合、申請者は、それぞれの方の了解を得た上で、申請書を提出してください。